

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更する旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに大阪府知事に意見書を提出することができる。

令和3年6月10日

大阪府知事 吉村 洋文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の所在地及び名称
高槻市紺屋町1202番
松坂屋高槻店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東京都江東区木場二丁目18番11号
株式会社大丸松坂屋百貨店
代表取締役 澤田 太郎
- (3) 変更しようとする事項
ア 駐車場の位置及び収容台数
イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日
令和3年4月1日

2 届出年月日

令和3年5月25日

3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

- (1) 縦覧の期間
令和3年6月10日から同年10月11日まで
- (2) 縦覧の場所
大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課
高槻市桃園町2番1号
高槻市街にぎわい部産業振興課及び総務部法務ガバナンス室

4 意見書の提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階
(TEL (06) 6210-9497)

大阪府商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課